

協議第54号

住民関係事務事業の取扱いについて

住民関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年9月11日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 5	各種事務事業の取扱い 住民関係事務事業の取扱いについて
<p>< 保育園 > 保育所は、浜坂町は現行のまま引き継ぎ、温泉町は平成17年4月に幼稚園と統合する。 通園バスの運行及び保護者負担金は、再編する。 保育料は、温泉町の例により統一する。 延長保育、乳幼児保育は、保育所毎に延長時間、受入年齢を設定する。 一時保育は、浜坂町の例により統一する。 保育研究会は、浜坂町の例により統合する。</p> <p>< 手数料 > 戸籍住民関係手数料、被害証明等手数料、臨時運行手数料、船員関係手数料は、浜坂町の例により統一する。</p> <p>< 防災事業 > 地域防災計画及び水防計画は、合併後1年以内に策定する。 防災会議は、合併後新たに設置する。委員数は15人とする。 災害対策本部は、合併時に再編する。 自主防災組織、婦人消防は、現行のまま引き継ぐ。講習会交付金は温泉町の例により引き継ぐ。 交通安全用具の支給は、浜坂町の例により引き継ぐ。</p> <p>< 戦没者追悼 > 戦没者追悼は、温泉町の例により統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議